

矢巾町指定ごみ専用袋製造等 仕様書

1 概要

矢巾町指定ごみ専用袋に関して、製造と販売店への配送業務を適正かつ遅滞なく行うこと。

2 指定ごみ専用袋の作製及び保管

1	材質	高密度ポリエチレン（100%）とする。																	
2	形状	手提げ袋型（ガゼット・ベロ付き）…【レジ袋タイプ】																	
3	透明度	袋の中身が識別できる視認度とする。																	
4	寸法（基本）	指定ごみ専用袋は、燃やせるごみ・不燃ごみ専用袋及び資源ごみ専用袋共に下記の寸法とする。 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大</td> <td>0.030 以上</td> <td>縦 800 横 450+マチ 200</td> <td>45 <small>リットル</small></td> </tr> <tr> <td>小</td> <td>0.025 以上</td> <td>縦 700 横 350+マチ 150</td> <td>25 <small>リットル</small></td> </tr> <tr> <td>ミニ</td> <td>0.020 以上</td> <td>縦 550 横 315+マチ 135</td> <td>15 <small>リットル</small></td> </tr> </tbody> </table> ※厚さは測定平均値とする。		種類	厚さ (mm)	寸法 (mm)	容量	大	0.030 以上	縦 800 横 450+マチ 200	45 <small>リットル</small>	小	0.025 以上	縦 700 横 350+マチ 150	25 <small>リットル</small>	ミニ	0.020 以上	縦 550 横 315+マチ 135	15 <small>リットル</small>
種類	厚さ (mm)	寸法 (mm)	容量																
大	0.030 以上	縦 800 横 450+マチ 200	45 <small>リットル</small>																
小	0.025 以上	縦 700 横 350+マチ 150	25 <small>リットル</small>																
ミニ	0.020 以上	縦 550 横 315+マチ 135	15 <small>リットル</small>																
5	品質・強度	JIS 規格に適合すること。 JIS Z 1702、JIS Z 1711 を参考とする。																	
6	袋の色	燃やせるごみ・不燃ごみ専用袋 薄黄色 大日本インキ工業㈱ F62417HF（1.0%混入）相当 資源ごみ専用袋 薄緑色 大日本インキ工業㈱ F91682M（0.5%混入）相当																	
7	袋の着色	1 環境に配慮するとともに、紫外線・温度変化・摩擦等に対応できること。 2 食品包装材料用の印刷インクに関する自主規制（NL 規制値）に適合した塗料を使用すること。																	
8	認定番号管理	指定ごみ専用袋本体に製造業者を判別できる「認定番号」を表示すること。																	
9	外装	外装袋及びロール巻き	ポリプロピレン、ポリエチレン（100%）、又は紙																
	材質		専用袋を収納する外装袋、又はごみ袋を結束できる帯型であること。																
	形状		透明袋、又は白地																
	色・透明度		20 枚とする。																
	梱包		別紙のとおり。																
デザイン・文字																			
10	製造工場及び保管倉庫	1 指定ごみ専用袋の製造は日本国内で行うこと。 2 保管については、破損・劣化・盗難・流出等発生しないよう充分に対策を講ずること。																	
11	販売方法	製造業者は、販売店に指定ごみ専用袋の取り扱いを依頼し、より多くの店舗の確保に努めるとともに、販売店の一覧表を提出すること。 販売金額は、オープン価格とするが町民の負担軽減のため、できるだけ価格を抑えるとともに、販売単価の一覧表を提出すること。 販売店への配送及び販売代金の回収等については、製造業者が直接行う。																	
12	不良品の対応	取扱店より不良品の報告があった場合は、誠実に対応をすること。 また、不良品による不足分は受託者の責任、費用負担により補充しなければならない。																	

3 補足事項

認定者は、製造前に製造する指定ごみ専用袋（外装袋、又はロール巻きの帯を含む）の見本を提出し、印刷する文書等の確認を受けなければならない。

4 雑 則

この仕様書に明記されていない事項については、別途協議して定めるものとする。

5 疑 義

この仕様書に疑義を生じた場合は、互いに誠意をもって解決する。